

自衛官及び防衛大学校又は防衛医科大学校の学生の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）第8条の規定に基づき、防衛大学校の本科学生の採用のための身体検査の実施に関する達を次のように定める。

平成3年7月15日

防衛大学校長 夏目晴男

防衛大学校の本科学生の採用のための身体検査の実施に関する達

改正 平成7年2月20日防衛大学校達第1号

平成7年9月13日防衛大学校達第8号

平成21年3月31日防衛大学校達第6号

令和2年1月30日防衛大学校達第1号

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の本科学生の採用のための身体検査の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この達は、大学校において実施する次の各号に掲げる身体検査について適用する。

- (1) 推薦採用試験及び総合選抜採用試験により採用予定者を決定するときに行う選考時身体検査
- (2) 推薦採用試験、総合選抜採用試験及び一般採用試験に合格した採用予定者が着校したときに行う入校時身体検査

（身体検査の実施担当者）

第3条 身体検査の実施担当者は、衛生課長とする。

- 2 衛生課長は、身体検査を行う場合は、身体検査実施計画を作成し、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の承認を得るものとする。

（身体検査項目）

第4条 身体検査の検査項目は、別表のとおりとする。

（身体検査表の取扱）

第5条 身体検査の検査記録は、採用身体検査表（別紙様式）に記入するものとする。

- 2 入校時身体検査に合格し入校した者の身体検査表は、身体歴つづりにつづり込み保管するものとする。

(判定及び報告)

第6条 衛生課長は、前条第1項の検査記録に基づき、受験者の身体検査による合否について判定するものとする。

2 衛生課長は、身体検査を終了した場合には、前項の判定結果を速やかに順序を経て学校長に報告するものとする。

(委任規定)

第7条 この達の実施に関し必要な細部事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

1 この達は、平成3年7月15日から施行する。

2 防衛大学校の学生の採用のための身体検査の実施に関する達（昭和30年防衛大学校達第17号）は、廃止する。

附 則（平成7年2月20日防衛大学校達第1号）

この達は、平成7年3月1日から施行し、改正後の達の規定は平成6年9月17日から適用する。

附 則（平成7年9月13日防衛大学校達第8号）

この達は、平成7年9月16日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月30日防衛大学校達第1号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目		項 目	
1	胸部 X 線撮影	11	聴 器
2	身 長	12	視 器
3	体 重	13	直腸肛（こう）門
4	聴 力	14	泌尿生殖器
5	視 力	15	鼻腔副鼻腔口腔咽喉（いんこう）
6	色 覚	16	胸 部
7	尿	17	腹部内臓
8	皮 膚	18	脳神経・精神
9	関 節	19	歯 等
10	脊柱その他筋骨格	20	血 圧

備考：1 選考時には、全ての項目を実施する。

2 入校時には、次について身体検査を実施する。

（1） 選考時から入校時までの間に罹患や再燃した傷病の有無等の問診

（2） 妊娠反応（女性に限る。）

3 3か月以内に選考時身体検査を受験するものは、採用試験区分の種類を問わず、先に実施した検査結果をもって判定することができるものとする。

受験番号	
------	--

選考時No.	採用身体検査表						入校時No.
1 氏名 <small>(ふりがな)</small>	男 ・ 女	2 生年月日 平成 年 月 日生 (歳)		3 住 所			
4 既往症 (該当した項目の有無を○でかこむ。)							
結核性疾患	有 無	リウマチ・関節炎	有 無	大きな怪我・手術歴	有 無		
麻疹・風疹・流行性耳下腺炎	有 無	性病	有 無	その他の記事			
高血圧症・心臓病	有 無	精神病・てんかん・痙攣	有 無				
肝臓病(黄疸)・糖尿病・腎臓炎	有 無	皮膚及びアレルギー疾患	有 無				
髄膜炎	有 無	喘息(小児喘息)	有 無				
	選 考 時	印	判定	入 校 時	印	判定	
5 身 長 (c m)	. c m			. c m			
6 体 重 (k g)	. k g			. k g			
7 聴 力	右	じ後 /6 秒時計 /2		じ後 /6 秒時計 /2			
	左	じ後 /6 秒時計 /2		じ後 /6 秒時計 /2			
	聴	1,000	4,000	1,000	4,000		
	力 計	右		左			
8 視 力	右						
	左						
9 色 覚							
10 尿	蛋 白						
	糖						
	顕微鏡						
11 胸部X線検査	フィルム 番 号						
12 その他の検査	血 圧	/		/			
		/		/			
		/		/			
		/		/			

(裏)

	選 考 時					入 校 時					
	正常	異常		印	判定	正常	異常		印	判定	
13 関 節											
14 脊 柱 其 他 骨 格											
15 皮 膚											
16 聴 器											
17 視 器											
18 直 腸 肛 門											
19 泌 尿 生 殖 器											
20 鼻 腔 副 鼻 腔 口 腔 咽 喉											
21 胸 部											
22 腹 部 内 臓 (ヘルニアを含む)											
23 脳 神 経 ・ 精 神											
24 そ の 他											
25 歯 等	右					左					
	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8					8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8					
	8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8					8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8					
	口腔衛生	良	不良	不正咬合	有 著 しい	口腔衛生	良	不良	不正咬合	有 著 しい	
	歯 石	高度	甚だしく 高度	顎関節疾患	有 著 しい	歯 石	高度	甚だしく 高度	顎関節疾患	有 著 しい	
	歯周疾患	限局	広汎	構音機能	有 著 しい	歯周疾患	限局	広汎	構音機能	有 著 しい	
	歯肉炎	限局	広汎	奇 形	有 著 しい	歯肉炎	限局	広汎	奇 形	有 著 しい	
	欠損歯数		歯	炎症性病変	有 著 しい	欠損歯数		歯	炎症性病変	有 著 しい	
	未処置数		歯	腫瘍性病変	有 著 しい	未処置数		歯	腫瘍性病変	有 著 しい	
その他の 記 事			入 校 時 の 矯 正 治 療	終 了 継 続	その他の 記 事			入 校 時 の 矯 正 治 療	終 了 継 続		
			判定及び印	㊦				判定及び印	㊦		
26 判 定											
27 不 合 格 の 理 由 其 他 の 参 考 事 項											
28 検 査 年 月 日											
29 検 査 場 所	防 衛 大 学 校					防 衛 大 学 校					
30 判 定 官	所 属	総 務 部 衛 生 課					総 務 部 衛 生 課				
	階 級 ・ 氏 名	㊦					㊦				